

# 議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和2年7月9日（木曜日）

開 会 午後 1時 8分

閉 会 午後 2時11分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長	江 西 照 康
副座長	松 井 邦 人
委 員	久 保 大 憲
//	金 谷 幸 則
//	泉 英 之
//	竹 田 勝
//	上 野 蛍
//	押 田 大 祐
//	松 尾 茂
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	金井 沙織

## 6 協議結果について

### ・議員の政治倫理の規定について

規定するべき具体的な内容や、規定するとした場合にはどのような形（条例、憲章、要綱など）とするべきか意見交換を行った。

今回の協議では、規定するべき具体的な内容、形について意見の一致を見ることではなく、次回も引き続き協議を続けることとした。

## 7 会議の概要

座長 ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 まず、調査会記録の署名委員に泉委員、竹田委員を指名いたします。

これより、本日の協議事項に入ります。

本日の協議事項は「議員の政治倫理の規定について」であります。

このことにつきまして、まず、私のほうから、これまでの経過について、簡単にお話ししたいと思います。

まず、議員政治倫理条例につきましては、改選後、平成29年度の本調査会で検討項目として提案され、昨年8月に開催された本調査会では、条例について協議を行う前段階として委員間で倫理に対する認識を共有するための意見交換を行いました。

その際には、様々な意見が出されました。委員間で意見の一一致を見ることはなく、問題意識や倫理観に大きな差異があったところで

あります。

なお、この協議結果につきましては、各派代表者会議において報告され、議員政治倫理条例については、議会改革検討調査会ではこれ以上取り扱わず、各派代表者会議で継続して協議を重ねることとされたところであります。そして、皆さん御承知のとおり、昨年11月12日には議員協議会が開催され、九州大学名誉教授の斎藤 文男先生を講師に招いて、議員政治倫理条例についての研修が行われたところであります。

その後、各派代表者会議での中で、政治倫理条例、あるいは、政治倫理に関する要綱等について深度を深めていく作業に着手してはどうかとの意見があり、今後、倫理に関することについては議会改革検討調査会で協議することとされた次第であります一改めて戻ってきたような次第であります。

これらのことから、委員各位には、本年5月29日付の文書で、規定するべき具体的な内容や、規定するとすれば、どのような形とするべきかについて調査・研究を行っていただきますようお願いをしておりました。そう言いますのも、本来、6月議会の前に1度本調査会を開催するべきだと認識していたのですが、新型コロナウイルスの影響がありました

ので、各自で研究をしておいてくださいという意味でお願いしたものであります。

本調査会におきましては、まずこの議員政治倫理条例そのものを制定するか制定しないかも含めて、全ての段階から深く議論をしたいと考えておりますので、今の表現を間違えないように御理解を頂きたいと思います。

なお、本日は参考のため、昨年、斎藤先生が配付された資料と、中核市における議員政治倫理条例等の制定状況について事務局にまとめさせた資料をお手元に配付しております。

皆さん、それぞれの持論をお持ちだと思います。まとめるのがなかなか厳しいテーマでもあると考えておりますので、進行上、皆さんの意にそぐわないこともいろいろとあるかもしれませんのが、よろしくお願ひいたします。

それでは、まずは各委員の御意見をお聞かせいただきたいと思います。どなたか意見のある方がいらっしゃいましたら、拳手にてスタートしたいと思いますがいかがでしょうか。

赤星委員

まず、議員の政治倫理条例を制定すべきか、しないかというところからですけれども、昨年6月議会に市民の方から条例を制定してほしいという請願が出されまして、富山市議会としては3回にわたり継続審査として、今年

3月議会で残念ながら不採択という結果になりました。請願は不採択になりましたけれども、今回、このように議会改革検討調査会において政治倫理について議論をすることになりましたので、市民の皆さんからの期待を真摯に受け止めまして、やはり議員の政治倫理条例の制定を目指すべきだと思います。

座長

今の御発言で、時系列的に1点間違いがありましたので。

本調査会で調査・研究をするということが決まつたので不採択となつたわけです。不採択となつた後に本調査会で調査・研究をすると決まつたわけではありません。議員政治倫理条例について、制定するかしないかも全て含めて、この議会改革検討調査会で協議するということが決まつたために、請願は採択されなかつたということを御理解いただきたいと思います。

まず赤星委員は、制定すべきだという意見をお持ちだということあります。制定すべきという意見に対して、制定すべきでないという意見を出すのは少しおかしい話ですので、それでは例えば一赤星委員、もう一度すみませんーどういったことを制定すべき内容としてお考えでしょうか。

赤星委員 規定すべき内容ですか。

座長 そうです。制定するかしないかの議論をしても仕方がないものですから。

赤星委員 昨年11月においでいただきました九州大学名誉教授の斎藤 文男先生がモデル条例としてお示しされていますが、それをベースにそこから議論を始めてはどうかと私は思っています。

まずは条例の目的、それから対象を議員だけにするのか市長等も含めるのかは置いておいて、責務、政治倫理基準、市長等と議員が市から補助金を受けている団体の長に就任することを辞退するという、長の就任に関する遵守事項、請負契約等の辞退、同じく、指定管理者の指定の禁止。その次は、資産公開に関する事項です。その次は、政治倫理審査会の設置と、審査会に関する事項。その次は、市民の調査請求権。その後は、逮捕されたり起訴されたり有罪判決後といった、いろいろな場面がありますけれども、説明会を開くなど説明会に関する事項。大体このようなことが標準ではないかと思いますので、これらのことと規定するべきだと考えています。

座長

赤星委員からは、斎藤 文男名誉教授のお考えをそのまま踏襲するような感じで、具体的な説明がありました。皆さんにお配りしております資料の表の中の、例えば問責制度ですか資産公開、請負契約等の辞退・指定管理者の指定の禁止、こういったものを柱にしてやっていくということを倫理条例としてうたいたいという御意見です。

それに対する御意見はありませんか。

村石委員

まず制定すべきかどうかということについてですけれども、私たち議員は、地方公務員法の第3条第3項第1号で規定された、地方公務員の特別職なのです。そして一般職には、懲戒基準というものが定められています。ただし、その一般職の懲戒基準は特別職には当てはまりません。したがって、特別職である私たち議員も、どういうことをしたら駄目だということを決めるべきだと思っております。なぜかというと、1つには議員みんなが、こういうことをしたら駄目だよね、こういうことを守らないといけないよね、ということを共有することが1つ。そして、制定することで、私たちはこういう倫理条例を守っていきますよということを市民と約束することになるので、制定が必要だと思っています。

中身の概略については、やはりこの3本柱にあるように、政治倫理基準を決めて、請負契約等の辞退・指定管理者の指定禁止も決めるべきではないかと思います。資産公開については義務ではなくて、例えば事案が出たとき、疑惑があって、議員のこのような件での問題が審査会で審査されたときに、審査会として資産公開をしてくださいと一必要がある場合には資産公開をする。これを提出型と言うのです。みんな出しなさいというのは義務型です。審査会で必要がある場合には出しなさいというのは、提出しなさいという命令に従って出すということです。資産公開については、そのようにするべきだと思っています。問責制度についても、場合によってはいろいろな問責を決めておくことが必要だと思います。はりの部分については、この2つ一住民の調査請求権も必要ですし、政治倫理審査会を開いてくださいということも大事です。もう1つ、赤星委員も少し触れられましたけれども、住民の説明会開催請求権も必要ではないかという具合に思っています。

座長

赤星委員に続いて村石委員も、制定すべきであると。2人ともに共通するのは、議員の問責に関すること、また、やってはいけないこ

とを規定するということでありまして、なおかつ、今の法律では規定されていない資産の公開のほか、請負辞退・指定の禁止といった、今の法律上、議員にも認められている内容を禁止することを倫理規定にうたうべきというような御意見であります。

このお2人の御意見に対して、意見のある方はいらっしゃいませんか。

松尾委員

お2人の発言に対して意見を述べるものではないのですけれども、この政治倫理条例については平成29年に我が会派が検討項目として提案しました。それはなぜかというと、やはり議員の倫理を疑いたくなるような行為がいろいろあったということで、とにかく自らの襟をしっかりと正していこうと、そういう思いの中で、私どもは提案させていただいたところです。これまでにも実際に、倫理とは何かという議論はしてきたと思います。その中でも、それぞれの考え方の違いというものが実際にあったと、そういった経緯があったわけなのですが、だからこそ共通の一村石委員も少し言われましたけれども一政治家としての共通の倫理とは何なのだろうと、自分たちでしっかりと決めた上で、それを守っていきましょうという、そういった議論を深めてい

くことが非常に大事だと思っています。

問責制度ですとか指定管理者の指定禁止云々ですとか、具体的な話が出ました。座長がその具体的な話を望んでおられるのかどうかは分からぬのですけども、私どもとすれば、やはり議員自らが襟を正すということの中で、議員の責務だとか、政治倫理の基準一基準がある限りは、その基準に違反した行為があれば審査会を設置するということで、審査会というのも必要だろうと。現状では、まずはこの3つについて議論を深めていきたいという思いが公明党会派としてはあるということを発言させていただきます。

座長

松尾委員からは、議員自らが襟を正すというふうなお話があったわけです。では、その襟を正すという中で、今の発言の中ではあまり触れられなかつたのですけれども、例えば資産公開ですか請負辞退・指定禁止、こういったことを行うことが、果たして襟を正す行為なのかどうなのか。これについては皆さんどのようにお考えか、御意見がある方はいらっしゃいますか。

押田委員

私ども市議会議員には、資産公開の義務はありませんが、国や県の議員には資産公開の義

務があると思います。それを分かっていながらですけれども、資産公開というものは、そもそも何から起きたのか。何か癒着とか、賄賂などで私腹を肥やすといった行為への見張り番だったのではないかと思うのですけれども、入札などの制度がいろいろと厳しくなっている現代で、私腹を肥やす行為が実際に行われているのかどうかということを考えると、資産公開というものが今の時代に適しているのか、果たしてマッチしているものなのかということなのです。

個人情報というものがこれだけ大切に扱われている中で一いろいろな中傷や誹謗ということもあります。元から資産の多い人もいらっしゃいますし、少ない人もいらっしゃいます。その金額の多寡によって、言われもない中傷や誹謗を受けることも多々あるのではないかと、そういう意味では一入札等の制度も含めて一資産公開というものは、今の時代にはそぐわないのかもしれません。

座長

赤星委員にお尋ねしますが、斎藤先生が言っておられたという話は置いておきまして、議員の襟を正すということに対して、どういった意味合いがあるとお考えか、お話ししてよろしいですか。

赤星委員 資産公開についてですか。

座長 できれば両方について、お願ひします。

(「両方というのは」と発言する者あり)

座長 資産公開と請負契約等の辞退・指定管理者の指定の禁止です。

赤星委員 資産公開については、県議会議員や知事、市長までは法律で義務づけられているのですけれども、市議会議員については法律で義務づけられていません。要するに、議員にまつわるお金の情報を、市民の皆さんにできるだけオープンにするということが目的であって、それによって特に誹謗中傷ということは、そこまで心配は……。むしろ今の時代にこそ必要ではないかと思っています。市長がオープンになっているのに、市議会議員はオープンではないこともありますので。  
それと、すみません、もう1つは何だったでしょうか。

座長 請負契約等の辞退・指定管理者等の指定の禁止です。

赤星委員

請負の辞退につきましても、議員であることの地位や権威を悪用一悪用という言葉が悪いのですけれども、仮に一そういうことがあってはいけないと。そういうバッジの威力を発揮して、市から請け負う仕事に何か有利なこと一つまり、市民に疑念を持たれるようなことがないようにすべきということであって、これも検討をしたらしいと思うのです。最初からそれは議論しないと排除するのではなくて、全国でスタンダード、標準仕様と言われているような条項について、富山市議会ではどうするのか、これから議論をしていければいいと思うのです。

座長

私の進行のスタイルですが、とりあえず出てきたこと—このことについては何回かに分けてやらなければいけないと思っております。どのような形になるか分かりませんが、今、行きがかりで赤星委員が提案されたことを発端として議論をさせていただいておりますので、この方針で進めます。

今、赤星委員から、スタンダードというお話がありました。この資料を皆さんにお配りしておりますが、例えばそういったものをうたっている市—中核市60市のうち、資産公開を規定しているのが3市、請負辞退・指定の

禁止を規定しているのが10市ということで、スタンダードというか、数は少ないということを皆さんに認識いただきたいと思います。それで、赤星委員の御発言のとおりでいきますと、預金残高等プライベートなものも地方議員、市議会議員はオープンにすべきで、そうでなければ、市議会議員になる資格はないのだということがまず根底に流れていると。それと、現在の入札制度は、議員のバッジがあれば不正がまかり通るような制度が現状続いているという認識だというお考え、もしくは懸念されている、心配されているということでおろしいですか。

赤星委員

決して、今、不正が横行しているとか、そういうことではなくて、予防策としての条例の効果ということがあります。スタンダードではないとおっしゃいますが、そうではなくて一昨日私は県内のある自治体の議員とお話をしました。そこでは、先に議会基本条例を制定したのですけれども、議員の政治倫理については、すぐには結論が出せないということで、別立てでやろうと1年半にわたって議論をしたそうです。その中でプロジェクトチームのような皆さんのが2回にわたって提案した案では、2親等以内の請負辞

退ということを入れたそうなのですが、それが2回とも否決をされて、最終的にはそれを入れない条例で合意して、制定されたという経緯を伺いました。

ですから、全国の議会でもいろいろな経緯があるのだと思いますけれども、それを最初から議論しないということではなくて、議論した上で制定するのがいいのではないかでしょうか。それが大事だと思います。

座長 ですから、まず議論のテーマとして上げたわけです。

久保委員 政治家のお金の話をされていましたけれども、私たちが政治資金規正法ですとか公職選挙法で定められている、お金の流れを明確にしていくという、それを最低限やっていただくことが、発言される上で最低限の必要な事項だと思っております。その上で、資産を公開することによって得られるものが一体何なのかということが、話をお聞きする限りでは分からぬのです。

私も議員になってから、議員のプライバシーというものは、どこまで守られるべきものなのかということを考える機会が大変多かったです。今、インターネット上で情報があふれ

返っておりますので、数字が独り歩きして、いつまでも残っていくというようなこともあります。本当に必要な情報ではない個人のプライバシーに関わるような情報を議会として公開していくことに、私はあまり意味がないのではないかと思っていることが1つ。

もう1つは、請負契約において議員がバッジを使って、何か忖度を受けるかのような発言がありましたが、私は議員になってから、そのようなことは全くできない、あり得ないと思っています。

市民の誤解を受けるのであれば、明確に、そういうことはあり得ないということを主張するのが、私たち議員側の役目であって、もし議員のバッジを使うことによってそこに介在することができるのだとすれば、その制度改革が早急に求められるのだろうと思っておりますが、そういうことはあり得ないので、このことについて、この規定を定める必要はないのではないかと思っております。

私は議員政治倫理条例をつくってほしいという請願の趣旨について、市民の皆さんがあつておられることは大変よく分かりましたし、請願を提出された方ともお話をさせていただきました。その中で、請願を提出された方はやはり条例というもの、そこに大きな願意が

あったわけなのですけれども、その一方で、その願意をもう少し掘り下げていくと、議会とは一体どういうものなのか、議員とはどうあるべきなのか、当局とはどういった関係性を持ってやっていくべきなのか、ここをまず市民に広く知らしめてほしいと、これを不变のものとして掲げてほしいということが、願意の根底にあるというふうに私は認識しております。条例について議論をするということになりますと、先ほどの3本の柱であったり、詳細なことについて多くの議論が必要になってくると思います。

私個人としては、請願を出された方の願意を少しでも、半歩でも前進させるために、例えば議会憲章というような形で、まずそういった理念を掲げるというところからスタートすればいいのではないかと思っています。

座長

久保委員のほうからは、そもそも資産公開ですか請負辞退・指定の禁止そのものに意味がないという点と、請願人の願意から、議員として働く、行動すべき、その行動の基準、これが市民の皆さんから理解を得られていないというふうに感じて、そういういた行動の基準を明確に一議員としてどうあるべきか、市民に対してどうあるべきかという、そういう

たイメージをよりしっかりしたものにすべきで、それを例えば憲章だとか、そういったものにすべきではないかという御意見であります。ほかに何か御意見はありますか。

金谷委員

つくるべきか、つくらないべきかということであれば、請願の話もありますから、どういう形かは別として、つくればいいのだろうと思っています。ただし、最初に赤星委員が言わされたように、斎藤先生が言わされたからこれが正しいのだという流れであったり、先生が言われる3本柱がなかつたらだめなのだというところからスタートするのは少しおかしいのではないかと思っています。

いろいろな大学の先生、いろいろな考え方の方があいらっしゃるので、そのようなことを考えると、斎藤先生ありきで進めていくのは少し方向性が違うのではないかということが1つあります。

それと全国の事例で、斎藤先生がおっしゃる3本柱をそのままやっているところはどれだけあるのかということでよくよく見てみると、今の資産公開の話にしても3市のうち1つは三角でありますし、請負辞退・指定の禁止にしても、そんなに採用されていなかつたりと、3本柱をそのまま全部採用していると

ころはほとんどないという現状を考えると……。やはり倫理基準のようなものは必要だろうということは、概ね皆さん思っていらっしゃると思うので、これをベースに進めていくということがいいのではないかと、私は思います。

座長 倫理の基準を別で考えると。それと、斎藤先生には講演していただいておりますけれども、それそのものが憲法や正義というわけではなく、そこから学んで、自分の言葉に置き換えられるような内容にするべきという御意見です。

高見委員 今までいろいろな方々が、いろいろな話をしておられますけれども、特定の先生の話だけを聞いて物事を進めるということには、私は反対であります。やはり広く話を聞き、そしてまた参考にし、勉強をして、そしてそれを土台としてみんなで話をしながら1つのものをつくっていくということが、妥当な考え方だというふうに思います。

その中で1つ、請負について、先ほどからいろいろな話が出ております。確かに今から20年、30年前はそういうバッジをつけたから事業がある程度うまくいったという話があ

ったのだろうと思いますが、私のところに入ってくる話では、今は逆で、バッジをつけたから仕事が取れないと。周り中から、お前はバッジをつけているのだから仕事は遠慮しろということで、逆に仕事が取れないと、こういう弊害が出てきているのです。そこはやはり皆さんのが、間違った考え方に基づいて議論をしていても物にならないわけですよ。

もう1つ、倫理についてですが、私は糾弾決議を受けた身で、倫理の話をしていいのかどうか分かりませんが、私の糾弾決議にしても議員の皆さんができるまで真剣に考えて—私の悪いところがどこにあるのか。私は警察にも全部話をし、検察庁でも話をして、結果的に不起訴という形になってきたと。議会は警察よりも検察庁よりも物事を詳しく知っているのか、よく知らないでいて議決をしているのか、一体みんなの倫理はどこにあるのだと、私はそのことを言いたいのです。

ですから、倫理と簡単に漢字2文字で言われるけれども、議員の倫理というのは、どこが本当に真っ当なのか、みんなてんでに胸に手を当てて考えてもらいたい。その上で、倫理の話をしないといけない。安易に倫理倫理と、かっこよく話をするのであればやめてほしい。それだけです。

座長

高見委員からは、まずそもそも一例えは資産公開については、皆さんから否定的な意見が相当出てきております。請負辞退・指定の禁止についても時代の錯誤で、そのもののストーリーとして過去にはそういったことがあったのかもしれません、今は逆になっていると。逆になっていますから、当然それに関係する人たちは政治家からは外れてくるというふうに思っておられると。

それと倫理観について、そもそもの統一的な認識があるのかと。実際に司法が動いていることに対して、私たち議員が先に動いたことは、これは情緒的な動き一観念的というのでしょうか一に左右されていることがあるのではないか、絶対的な基準は果たしてどこにあるのか。このことについては、前回、私どもが倫理とはどういったものなのかということを議論しようとしたときに、当時の木下議員の問題と、上野委員がおられる前で恐縮ですけれども、上野委員の所属する会派の事務員の件について……

(「座長、それは駄目です」と発言する者あり)

座長

駄目な理由は何ですか。議事録にも載ってい

ることです。駄目な理由を言ってください。

(「何で今、上野委員の件などが出てくるのですか」と発言する者あり)

座長 最後まで聞いてから言ってください。  
そのときにも、統一的な意見は取れなかっただけです。ですから、全員が一致した意見にはならず、多数の意見も、少数の意見も、中間的な意見も、それぞれ全てあったということを言いたいのです。それは今の高見委員の意見についても同様でして、そもそも倫理的なものをどこに置くのかというところが、基盤が弱いのではないかという意見であります。その中で、倫理を決める場合に、まさに今の件でも、私が座長として進行しようとしたところ、それが赤星委員の倫理観に触れたわけです。私の感覚に少しずれているところがあったのかもしれません。その中で物事をつくり上げる、築き上げていかなくてはいけませんので、そこはやはり丁寧に、しっかり議論をしなくてはいけないと思います。  
皆さんどうでしょうか。高見委員の意見を受けて、何か御意見はありませんか。

竹田委員 幾つか課題がありまして、政治倫理基準とい

うのは倫理の考え方ですが、倫理の考え方が何かふそろいです。通常、平場で議論をしているときには、倫理ですので大体の共通項は見いだしやすいのですが、いざ何か事が起きると一分かりやすい例では、木下議員も何回もいろいろな決議を受けているわけですけれども、いまだに彼は倫理のこと一恐らく彼の考えている倫理とは違うと。だから、何を言いたいのかというと、これをつくることによって、我々が今抱えている議会の倫理上の問題を解決できるのかと。つくったからには解決したいわけです。ですからそういう面で、私は今、議会に本当に求められているのは一別に倫理が大事ではないとは毛頭言いませんけれども、やはり行動基準というか、私に言わせると綱領みたいなもの、もう少し議会人としてのあるべき姿、行動、そして当局と対峙して、チェック機能を十分に果たして、議会の能力を高める、議会力を高める、そういう意味での、政治行動基準というか一名称は何でもいいのですがーそういう面に目を向けていくべきだろうということが私の意見です。

座長

概ね久保委員と同様の、市民の皆さんから負託を受けた議員とはこうあるべきだという1つの指針をつくる、そういったものを倫理の

中にうたうべきだという意見であります。

上野委員

先ほど座長のほうから、私どもの会派の政務活動費という話がありましたけれども、それこそ高見委員ではありませんが、住民監査請求による監査もきちんと受けて、請求は棄却をされております。その上で、私は松尾委員がおっしゃったように、責務であったり、今、竹田委員も言われましたけれども基準一行動基準です一を定めて、違反行為があった場合には審査会……

(「もう少し大きい声で。聞こえない」と呼ぶ者あり)

座長

大きい声でお願いします。

上野委員

行動基準を定めた上で、違反行為があった場合には審査会を開けるような条例としたほうがいいと思っています。

座長

規則をつくるべきだということですか。

上野委員

はい。規則をつくるべきだと思っています。

泉委員

そもそも論として疑問に感じています、政

治倫理条例をつくるかつくらないかというもともとの発端一以前、議会基本条例に関して勉強会をやったのです。そのときに、この先生の話とは別のお話があったはずで、私の記憶の中では、あのとき一政治倫理条例は議会基本条例の中のもう1つの部分だと思うのですが、その中で、私が1番引っかかったのが、この条例そのものがーもう一方の先生の御意見では、自治労発祥のものであって、どちらかというと左派的な団体からこういったものがどんどんと広がっていって、それで早稲田大学のマニフェスト研究所ですか、そこで採点されるようになって全国に広がったという流れで、我々自民党とすれば、こういったものをなぜ審議しなければいけないのかという、そもそも論からして違うのだと。

今ほど竹田委員がおっしゃったように、木下議員のように、議員辞職勧告決議という議会として1番重たい議決を受けながらもーその中で倫理の話について審査会を設ける。高見委員がおっしゃったように我々は政治家であって、司法機関ではありません。審査会というものをこの中にに入れることによって三権分立そのものがぐちゃぐちゃになってしまう。そういう意味もあって、私はそもそも論から、議会基本条例プラスその中の仕組みであ

る政治倫理条例を、条例というものにまで持つて行く価値があるのか。

私は議論がかみ合わないと思っています。先ほど久保委員、竹田委員がおっしゃったように、憲章というスローガンであれば、皆さんもまとまると思います。ただ、条例について長々と議論をしてみたところで、時間の無駄ではないかと私は思っています。

座長 以前行われた、議会基本条例に関する研修の講師の話からの引用も合わせた上で、行動基準でというお話がありました。

上野委員にお尋ねしてよろしいですか。先ほどの規則をつくるというお話ですが、前に問題となったのは、その規則の取り方が違っていたため議論になったことがあるわけです。例えば、政務活動費の在り方、運用指針などを決めた中で、この2年間にその解釈が違うということで同じ指針を見てですよ一意見が分かれることが数回あったのです。そういったことも踏まえると、なかなか難しいと思いますが、それについてはどのようにクリアしようと思われますか。

上野委員 運用指針の話になりますと、それは別の場で話すべきことだとは思いますが、行動基準の

ことにつきましても、それこそ本当に事細かなところまで制限一制限というのか、事細かに枝分かれをさせてやっていくのか、それとも、運用指針のように定めたものでお互いの解釈でやっていくのかということも含めて皆さんで話し合うべきだと私は思うのですけれども……。

座長 細かくするなり、もう少し大ざっぱにするのかもしれませんけれども、それをその都度協議するのだということを倫理条例でうたうことだと思います。  
ほかに御意見はありませんか。

村上委員 竹田委員のお話、それから松尾委員のお話、久保委員のお話に私は非常に共感するのですが、市民の方が望まれるのは、当然に議会が正しく機能して一生懸命働くと、こういうことだと思っています。そのため、倫理条例があったら働くのではないかという希望を持っておられるのだと思いますけれども、今の富山市議会では、例えこの倫理条例をつくっても無理です。分かっていない。こんな条例がなくても、正しく一生懸命に働くということがどういうことなのか分かっていないと私は思います。では、この条例ができたらそ

のようになるのか—100歩譲って、先に条例をつくってそれに追いつこうではないかということであったとしても、今ほど座長がおっしゃったように、それぞれの解釈が違う。同じ会派内であっても政務活動費の使い方について、それこそ倫理観が違って、議員を辞める人まで出てきている。あるいは、政務活動費のあり方検討会で1会派だけが、私のところはこれでいいのですという主張をずっとしている。何を決めても統一した行動を取れないのが今の富山市議会です。私は、さきの6月議会で1人、議案第91号に討論をしたわけでありますが、私の倫理観で行くと、委員会視察は当然するべきだと思うし、そうでないという倫理観の方もいらっしゃるわけなのです。この辺りがもっと成熟しないと、どんなものをつくっても駄目ですよ。ほかの条例もそうですが—そういう意味では久保委員がおっしゃるように、目標ですね。こうあるべきだということを決める、そのために、今まで我々がやってきたことは何なのか、今やっていることは何なのかということを見詰めることは非常に大事だと思います。

この条例がなくても、憲章がなくても、自分たちができることがあります。それをそれぞれの議会でやってきたのか。そういう疑問を

持たないといけないと思います。当局が提案する前に、議会運営委員会で討論の通告を決められるなんて、あってはいけないことですよ。そうは思いませんでしたか。まだ提案されていないものに、前日の午後5時までに賛成するか反対するか決めてくださいなんて、あり得ないじゃないですか。そんなことを許している議会が何を決めるのですかと、私は言いたい。もっと足元を見つめて、本当にやるべきことをやっていけば自然に、憲章なり条例なり、つくらなければいけないものが見えてくるのではないかと思います。

座長

倫理条例については、村上委員は1つの目標的なものとして設定すべきであり、目標として設定すべきだとしても、現状では、私たちのつくる目標は、真っ当なものがとてもできるような状態ではないのではないかということを懸念しての意見—これからもっと議論を深めろという意味も含まれているのかもしれません、そのような御意見であります。

これに対して御意見はありませんか。

尾上委員

今、村上委員が言われたように、政務活動費の使い方について、あの運用指針をつくったときには日本一厳しい決まりをつくったのだ

というふうに言っていたはずなのです。私も全てのものを調べたわけではありませんので実際にそうなのかどうかは分かりませんが。ただそれでも、やはり違ったことをするところが出てくる。先ほど言われたように、それでは何をつくっても一緒ではないかということになってしまいます。運用指針を見ると、こういうふうに使わなければいけないということは大体分かると思うのですけれども、書いていないからとか、そんな子どもみたいなことを言うところもあるのです。やはりそこは、先ほど久保委員も言われたように、我々が襟を正すために何をすべきかということを、まずは検討していくべきだと思っております。

座長 尾上委員からも、比較的多数な意見と同様の意見が出されたわけであります。

赤星委員、当初、御自身が言われた意見とは違った角度からの意見がずっと続いておりますが、何か御意見はありますか。

赤星委員 まず、斎藤 文男名誉教授ありきではありません。議長が数ある講師の中から斎藤先生を富山市議会としてお呼びになった。なぜかというと、その世界の草分け的な存在であるからで、何十、もしかしたら100以上の自治

体の政治倫理条例の制定に30年以上関わってこられた先生であるからで、市議会全体としてみんなと一緒に学んだというところから、今、先生がお出しになっている「政治倫理条例のすべて」という本は2016年の発行でありますけれども、それ以前に書かれた本はもう品切れになって、ないそうです。その時点での全国の条例の推移を入れた本を出しておられるのです。

せっかくそこに、これがスタンダードなモデル条例ですよという案があるのですから、そこを1つのベースにして、議論を出発はどうかというふうに申し上げているわけです。何もないところから、ほかの議会のいいところをどんどんまねをしたらいいと思うのです。そして、富山市議会に必要とされていることは何かということを加えたり、これは今は必要がないなどとしていけばいいと思うので、私はそういう提案をしました。

それと、憲章でいいのではないかというお話ですが、それでは実効性が全くないと思います。議員はこうあるべきだと、議員側から議員はこうあるべきだという憲章を掲げて、それに一体何の意味があるのでしょうか。

政治倫理基準はどうしても必要です。こういうことをしてはいけないと一例えば、市民全

体の代表者として、品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことというような政治倫理基準を定めて、これに違反した場合にどうするのかという仕組みを定めておかないと、実効性の全くない、ただ道徳のような、講話のような、こうあるべきなのですというようなものになってしまいます。それこそ、なぜわざわざつくる必要があるのかというものだと思います。

先ほど、糾弾決議云々とおっしゃいましたけれども、それは議員としての権限とか、地位一権限または地位の影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする—これはモデル条例の目的に書かれていることですけれども、富山市議会で過去に起こりました政務活動費の不正問題はまさにこれだと思うのですよ。地位を悪用して自己の利益を図ったと。それがまだ解決されていませんし、そういうことを防止するものとして、やはり仕組みが必要だと思います。ですから、理念のような憲章だと

か、そういう、うたうだけのものでしたら意味がないと思うので、やはり条例が必要だと思います。

座長 まず、赤星委員が最初におっしゃった、議長がどういう思いで講師に呼んだのかということは、議長に確認していない話だと思いますので、その点は発言に中身がないことをまず認めさせていただきたいと思います。

(「中身がないって」と発言する者あり)

座長 議長がこういう思いでという発言一では、赤星委員は議長に確認しましたか。

赤星委員 議長の思いを確認したわけではなくて、実際に、斎藤先生がどういう地位でいらっしゃるのかということについて、私が思ったことを発言しました。

座長 赤星委員から見て、斎藤先生は大変すばらしい、間違いのない先生であるというふうな御意見です。それと、憲章でいいということは誰も言っていないと思います。憲章のようなものをつくるべきだということを言っているので、投げやりに憲章でお茶を濁そうじゃな

いかという感触の意見は、私は今のところ聞いていないので、そのように受け取られる発言は若干ずれているというふうに認識します。

泉委員

今の斎藤 文男先生について、これはどちらかというと左派である「前進」という新聞の中で書かれているのですが、斎藤先生の部分を借りりますと「「安倍を引き倒すときが来た」と題して講演を行った。安倍の国会での主張はうそ八百で国民をだます政治の最たるものだと、こんなふうにおっしゃっている記事が出ております。つまり、今、議題としている政治倫理を語られた人が、ある意味、極左と言わざるを得ない方、たまたまそういう左の方です。逆に言えば、議会基本条例の研修では、どちらかというと右派というような講師も呼ばれて、その両方の話を聞いた上でどう判断をするかということだったと思うのです。ですから、今回の政治倫理の話も、こういう左派の方の意見がこの中で取り上げられるということ自体が、私は先ほどから時間の無駄だと言っているのでして、先生を除いた話として議論をするならまだいいのです。最初からこれはもう入るべき議論ではないと私は思っています。

座長

泉委員からは、斎藤先生は「前進」という新聞で安倍を引き倒せ、というふうなテーマでの活動をされている、思想的な一面をお持ちの先生だということを忘れてはならないという御意見であったわけあります。それに基づいての提案ですので、これには非常に政治思想的な発想も含まれているのではないかという警告に併せて、だから条例はつくるべきではないという思いを含んでの御意見でした。

久保委員

まず、政治資金規正法、公職選挙法に抵触するおそれがあるような状況の方は、道徳をどうとか言う前に、まずは法律を守る—これは倫理条例を決めるか決めないか以前の問題です。その上で、政務活動費の運用指針についての話がありました。これについても、市民への説明責任と、会派はしっかりとその使途について説明すべきだという新しい運用指針の下で使用されたものについて、会派間で十分な説明が得られなかつたということで、市民の方が住民監査請求を行つたという事実があるわけです。

こういうことが起きていることを踏まえて、まず条例でなければ駄目だと、憲章では意味がないと言われること自体、私は全く理解できません。そして、請願者の願意ですけれど

も、これは私も改めて聞いてみますが一次、来年の4月に新しく選挙に出ようと思っておられる方が、富山市議会議員になるということは、こういう志があって、議員としてこういう姿でなければならないのだということを、今のこの任期中に出そうとするのであれば、私は憲章以外にあり得ないと。詳細な、例えば資産公開の有無であったりとか、細かい基準について定める、これには大変な時間がかかりますので、そのことが必要であれば次の任期で考えるということでいいと思います。ただ私は、請願された方の願意をしっかりと受け止めた上で、私なりにできることは何だろうと考えるならば、こういった憲章というものを打ち出す、議会としてこうあるべきなのだというメッセージを広く市民の皆さんにお伝えしていくということに意味がないなんてことは、絶対にあり得ないと私は思います。

赤星委員

今、久保委員の発言の中で、政治資金規正法ですとか公職選挙法に抵触するおそれのある方が、という御発言ですけれども、それは誰の何を指して……

座長

赤星委員、それについては今の論点からずれますので、調査会の閉会後にまた話し合いをし

てください。

今は、多数の議員が参加して倫理に関する議論をしておりますので……

（「根拠のない発言をしてはいけない。何を指して、誰に物を言っているのか」と発言する者あり）

座長 赤星委員は怒っておられますか、今の発言は誰とも言っておられないですよ。

（「根拠のない発言は撤回させるべき。そういうことを、なぜ今持ち出すのか」と発言する者あり）

座長 例えば、赤星委員は先ほど、政務活動費の問題はまだ解決されていないと話をされていましたが、今の政務活動費の運用指針でもまだじゃじゃ漏れ一今日は傍聴人の方もお見えですけれども、今でも同様の事件が継続して起きているような、そのように受け取られるような表現もありました。それぞれ議論をする中で、そういった表現の差にあまり目くじらを立てずに一それは後にしていただいて。誰に何を言ったかということは、今、私が聞いていても分からなかったものですから。

(「説明しろと言うのでしたらしますよ。いいのですか」と発言する者あり)

座長

発言は控えてください。

憲章ですか議員はこうあるべきだと、こういうものをつくるべきだと複数の委員が言っていますけれども、それには意味がないと赤星委員は言われます。このことについて、皆さんを説得するような発言をお願いできませんか。

赤星委員

議員はこうあるべきだという政治倫理基準を定めることは必要だと思います。それを定めてどうするのですか。我々はこうだ、議員はこうあるべきだというものを定めてーそれは何のために定めるのですか。

村上委員

繰り返したくありませんが、我々は議会運営をずっと失敗してきています。そのことをちゃんとできなければ駄目ですよ。それを検証していくと一つまり、本会議や委員会、あるいはその運営について、こうあるべきだったな、ああするべきだったなど、それをやっていくと、自然に議員はこうあるべきだというものが出てくるのです。先にこうあるべきだというものではないですよ。私と同じ25

年も議員をやってきて、ここがおかしいということは分かっているじゃないですか。議会運営をきちんとやらないと駄目なのですよ。それが議員の仕事です。それを見逃しておいてこうあるべきだという、それはないですよ。さきの6月議会を見ても、我々が怠ったことがいっぱいあるではないですか。最終日に提案をされて、さっさと決めてしまう。本来であれば、会期の延長を申し出て、じっくりやるべきだと言うべきですよ。それをやらないでいて、何が議員はこうあるべきだなのかという話です。そういうことを積み重ねていかなければ、まさに竹田委員のおっしゃるように議会は成長しません。聞いていて非常にむなしい。今やるべきこと、やらなければいけなかつたことを、もう一度見直さないと、この議会はもう立ち直れません。成長しませんよ。この議論はもうしたくないです。同じことの堂々巡りじゃないですか。誹謗中傷に入っていますから、やめたほうがいいです。

座長

村上委員からの意見は、議会のレベルが落ちているということを憂いた発言でした。私たちのように平成28年の補欠選挙以後に出てきている議員には、比較すべき対象が少しよ

く分かりませんが、確かに今のこの会議を取っても、前向きな議論というよりは—これは両者にあると思いますけれども、どうしても異質のものになかなか納得できないという、これはある意味、議会の宿命の部分もあるのではないかと私は思いますが、1度この辺でとどめておいて、ここまで議論について議長に報告して、次回、改めてやりたいと考えます。

松尾委員

いろいろな話を聞かせていただいて、非常に残念なといいますか、皆さん一村上委員や尾上委員も言っておられましたように、これまでもいろいろな場—政務活動費のあり方検討会等の中でも、それぞれの主張の違いというか、普通、常識だと思うことでも、やはりその人にとっては常識ではないという中でやってきた。そのことは重々分かった上でですが、富山市議会、富山市議会議員としての倫理の基準というのは、各会派で思想や考え方が違うのかもしれません。主義主張が違うかもしれないけれども、だからこそみんなで政治家、富山市議会議員としての在り方、そういうものを議論して作り上げられない議会だということが、非常に残念だなというふうに思います。今でも、自分が正しいのだと、そういう

うふうな思いの方もおられるでしょう。あなたは間違っているという考え方の人もおられるでしょうし、でもそういうことを、この政治倫理条例の制定というか、倫理を語る上で言っていては何も前に進まないのですね。だからそういう意味でもっと成長していくべきだと思うし、もっと違う次元で一村上委員には議会運営のことについて、先輩議員としていろいろなことを言っていただいて、自分たちももっと勉強しなくてはいけないのですけれども、それはまた違う次元の一違う次元というとあれですけれども、本当の意味で、議会人としてしっかりしていかなくてはいけないというふうには思ったのですが……。

とにかく議論すらできない、自分は正しい、あなたは間違っているというような、最初からそんな形でいては何もできないのです。そこから変えてくださいと、みんなでつくり上げましょうという姿勢にならない限りは、何をやっても駄目だと思います。

村石委員

考え方の基本は、松尾委員と同じなので、もう少し分かりやすくいうと、要するに、富山市議会議員の共通した倫理を深めていこうということなのですね。ですから、倫理憲章にしろ、政治倫理条例にしろ、政治倫理基準と

いうものは、どういうものかということは、共通のテーブルの上で議論できる、するべきだと思います。今、松尾委員も言われたように、いろいろな考え方、主義主張が違っていても、政治倫理条例にするにしても憲章にするにしても、そこは共通するものとして議論をしてほしいということが1つあるのと、いろいろな条例にしても法律にしても、やはり解釈が違ったり、解釈を間違って行動をすることがあるから、そういう場合は審査会の中で審査してもらいましょうということが、倫理条例の基本なのです。それは公平な審査会の中で審査してもらいましょうということが、倫理条例です。憲章になると、審査会は置きません。ほかのところが……

座長

村石委員、よろしいですか。今の発言も、御自身が発言しておきながら、自分以外の発言は皆さんおかしいと、これはこういうものだよというような主張をされたので、そういう主張をしていっても先に進まない、水掛け論になるので、ここで切らせていただきます。私もこの座長席から見ておりまして、それぞれの倫理観が違っていて、あなたに言われたくないとか、そう言いながらあなたの倫理観が欠如しているではないかと、そのようなこ

とが根底に流れているような感じを受けるわけであります。

今日のところはこの辺で閉会させていただきまして、もう一度、今日のこの議論をそれぞれが、どなたがどういったことを言ったのかということを改めて考えていただいて、自分自身でもまた反復して、次回に挑みたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

座長

この意見につきましては、このとおり、議長に報告させていただくということにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

これで、本日の協議は終了させていただきます。

本日の協議結果につきましては、私から議長に報告することといたしますので、御承知おき願います。

次回の開催日程については、正・副座長で協議の上、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和2年7月9日  
議会改革検討調査会記録署名

座 長 江 西 照 康

署名委員 泉 英 之

署名委員 竹 田 勝